

平成17年海事代理士口述試験問題及び模範解答

(注 意)

口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

○ 船舶法

凡例：「法」とは、船舶法をいう。

「則」とは、船舶法施行細則をいう。

「登令」とは、船舶登記令をいう。

問 日本船舶の国籍要件について（法1条）

解答例

- ① 官公庁船（国又は地方公共団体の所有する船舶）
- ② 日本人の所有する船舶
- ③ 日本の法令で設立された会社（株式会社、有限会社、合資会社及び合名会社）であって、当該会社の代表者（代表取締役）の全員及び業務を執行する役員（代表取締役を含む取締役）の3分の2以上の者が日本人である者の所有する船舶
- ④ 日本の法令で設立された法人（会社を除く。）であって、当該法人の代表者の全員が日本人である者の所有する船舶

問 船舶法上の船籍港の定め方の原則について（法4条、則3条）

解答例

- ① 日本国内であること。
- ② 市町村の名称によること。（ただし、東京都の特別区は都の名称とすること。）
- ③ 船舶が航行できる水面に接していること。
- ④ 船舶所有者の住所に定めること。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者が抹消登録を申請すべき場合について（法14条）

解答例

- ① 滅失
- ② 沈没
- ③ 解撤
- ④ 国籍喪失
- ⑤ 3ヶ月存否不明
- ⑥ 船舶法第20条に掲げる船舶（総トン数20トン未満又は端舟ろかい舟）になった場合

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手續について
(法 4、5 条、登令 4 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 日本国内に船籍港を定め、
- ③ 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ④ 当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
(→測度実施→船舶件名書謄本等交付)
- ⑤ その後、船籍港を管轄する登記所に、
- ⑥ 当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。
(→登記→登記済証交付)
- ⑦ 登記後、管海官庁に、
- ⑧ 当該船舶の登録を申請しなければならない。
(→登録→船舶国籍証書交付)

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶が譲渡された場合の手續について
(法 10、11 条、則 31、35 条、登令 4 条)

解答例

- ① 新たな所有者(譲受人)は、譲渡人と共同して、
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有権移転の登記を申請しなければならない。
- ④ 登記後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手續について
(法 9、10、11 条、則 31、35 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ③ 総トン数の改測を申請しなければならない。
(→改測→総トン数計算書謄本、変更事項通知書)
- ④ その後、管海官庁に変更登録を申請しなければならない。
- ⑤ 変更登録申請と同時に、
- ⑥ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
(→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を嘱託)

- ⑦ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の船籍港を変更した場合の手續について
(法 10、11 条、則 20、31、35 条)

解答例

- ① 船舶所有者は、
- ② 管海官庁に、
- ③ 変更登録を申請しなければならない。
- ④ 変更登録申請と同時に、
- ⑤ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
(→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を嘱託)
- ⑥ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について (法 5 条ノ 2)

解答例

- ① 船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、
- ② 総トン数 100 トン以上の鋼製船舶は 4 年を、
- ③ 総トン数 100 トン未満の鋼製船舶は 2 年を、
- ④ 木製船舶は 1 年を、
- ⑤ 経過した後、国土交通大臣の定める期日 (又は船籍港を管轄する管海官庁により延期された期日)

問 抹消登録を行わなければならない場合において、船舶所有者がその手續を行わないときにとられる措置について (法 14 条)

解答例

- ① 管海官庁は、
- ② 1 ヶ月以内に抹消登録の手續を行うべきことを、
- ③ 船舶所有者に催告し、
- ④ 正当な理由なくしてなお船舶所有者が手續を行わないときは、
- ⑤ 職権をもって抹消の登録を行うことができる。

問 仮船舶国籍証書の交付を受けられる場合について (法 13、15、16、17、19 条)

解答例

- ① 外国の港に碇泊中に、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又は記載事項に変更があった場合
- ② 外国に航行する途中に、上記①の事由が生じた場合
- ③ 日本国内において、船舶を取得した地を管轄する管海官庁の管轄区域外に船籍港を定める場合

- ④ 外国において船舶を取得した場合
- ⑤ 仮船舶国籍証書の有効期間を超え、やむを得ない事由がある場合

問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合について（法 11、12 条）

解答例

（船舶国籍証書の書換について）

- ① 船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合
- ② 船舶国籍証書が毀損した場合

（船舶国籍証書の再交付について）

- ③ 船舶国籍証書が滅失した場合

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について

（法 14 条、則 35、36 条）

解答例

- ① 船舶登録を抹消した場合
- ② （記載事項変更又は毀損による）船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ③ （外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項変更により）仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 仮船舶国籍証書の有効期間について（法 17 条、則 38 条）

解答例

- ① 外国において交付する場合は 1 年以内で、
- ② 国内において交付する場合は 6 ヶ月以内で、
- ③ 船籍港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間
（ただし、船舶が船籍港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。）

問 船体に船名を標示しなければならない場所について（則 44 条）

解答例

- ① 船首両舷の外部
- ② 船尾外部の見やすい場所

○ 船舶安全法

問 船舶安全法において掲げられる日本船舶の航行供用の要件について

解答例

- * 日本船舶は船舶安全法に従って、堪航性を保持しかつ人命の安全を保持するのに必要な施設を有すること

問 法第3条において満載喫水線の標示が義務付けられている船舶の例を挙げよ

解答例

- ① 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする長さ24メートル以上の船舶
- ③ 総トン数20トン以上の漁船

問 船舶安全法第5条に定められている検査について提示せよ

解答例

- * 定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査、特別検査

問 法第5条の検査を省略する制度について1つ提示し説明せよ

解答例

- ① 予備検査制度
- ② 型式承認制度
- ③ 製造事業場認定制度
- ④ 整備事業場認定制度

問 登録船級協会により船級の登録が行われている船舶の検査に関する取扱い

解答例

- * 旅客船以外の船舶は、管海官庁の検査を受けこれに合格したものと見なされる。
(管海官庁による第5条の検査等が省略される。)

問 船舶検査証書に記載される航行上の条件を提示せよ。

解答例

- ① 航行区域
- ② 最大搭載人員
- ③ 制限気圧
- ④ 満載喫水線の位置

○ 船員法

問 船長が、船員法第19条に基づく報告を行わなければならないのは、どのようなときか。2つ述べよ。

解答例

- ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- ② 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- ③ 無線電信によって知ったときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知ったとき。
- ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- ⑤ 予定の航路を変更したとき。
- ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があったとき。

問 船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならないが、30日前に予告をしない場合、船舶所有者が当該予備船員に支払わなければならないものは何か。

解答例

- * 1箇月分の給料の額と同額の予告手当

問 日本人船員が受有する船員手帳の有効期間は、いつからどのくらいの期間か。

解答例

- * 交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間有効。

問 船舶所有者が、船員の被扶養者に行方不明手当を支払わなければならないのは、何ヶ月間か。

解答例

- * 三箇月

問 船員労務官が、国土交通大臣の権限を即時に行い、船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができるのは、どのようなときか。

解答例

- * 船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとき

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法

凡例：「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。

「令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令をいう。

「則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。

問 定義について（法2条②③、法2条④、則2条の7）

解答例

- * 船舶職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士
- * 小型船舶とは
 - ① 総トン数20トン未満の船舶
 - ② 一人で操縦を行う構造の船舶でスポーツ又はレクリエーションの用のみに供する長さ24メートル未満の船舶

問 法が適用除外となる船舶について（則2条②）

解答例

- * 長さ3メートル未満、推進機関の出力1.5キロワット未満の船舶 など

問 海技試験（操縦試験）について（法23条の9②、則37条①、則52条、則98条）

解答例

- * 操縦試験は、身体検査、学科試験及び実技試験
- * 海技試験の筆記試験合格の有効期間は、筆記試験合格日から15年まで
- * 海技試験の申請書類は、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出
- * 一級小型船舶操縦士試験を受験できる年齢は、17歳9月以上

問 海技免状（操縦免許証）の有効期間の更新手続き等について（法7条の2①③、則9条の3、則9条の5①、則9条の5の3）

解答例

- * 有効期間は5年
- * 更新申請ができる期間は、有効期間が満了する日以前1年以内から
- * 更新要件は、
 - ① 身体適性基準を満たす
 - ② 乗船履歴を有する者、更新講習の課程を修了した者 など
- * 海技免状の更新に必要な乗船履歴は、総トン数20トン以上の船舶に船舶職員として1年以上乗り組んだ履歴 など
- * 更新期間前に更新申請ができる場合は、
 - ① 本邦以外の地に更新期間の全期間を通じて滞在する者の場合
 - ② 二以上の海技免状受有者で、一の海技免状が則9条の5による更新申請がで

きる場合 など

問 二級小型船舶操縦士の航行区域について（令別表第二備考2、則128条）

解答例

- * 各海岸から5海里以内 など

問 海技免許の限定の種類について（法5条②～⑥）

解答例

- * 履歴限定、船橋当直限定、機関限定 など

問 平成15年6月以前の免許について（法14年経過措置政令1条）

解答例

- * 旧四級小型船舶操縦士の免許は、現在、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士とみなされる

問 海技免許の取消し等を行うことができる場合（法10条）

解答例

- * 船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき
- * 船舶職員としての職務又は小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の他の法令に違反したとき など

問 海技免許講習の種類（法17条の2①、法別表第一）

解答例

- * レーダー観測者講習、救命講習、消火講習、航海英語講習 など

問 乗組み基準の特例が認められる場合（法20条、則63条）

解答例

- * 船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の様相が特殊であること など